



タクシー料金助成のご案内



1 注意事項

- (1) 令和7(2025)年度は薄桃色の利用券です。(1冊36枚綴り)
- (2) 利用券は、受給者以外使用できません。
- (3) 利用券1枚につき630円で、1回の乗車につき6枚まで利用できます。
- (4) 利用券は理由にかかわらず再交付できませんので、取扱いに注意してください。
- (5) 乗車の際に運転手に介護保険証の提示を求められる場合があります。
- (6) 施設入所又は30日以上医療機関に入院する場合は対象外となります。

2 利用できるタクシー事業所

タクシー料金助成利用券の表紙の裏側に記載されています。
ご確認ください。

3 有効期限

令和8(2026)年
3月31日(火)まで

4 利用方法

- ① タクシーに乗車する。
- ② 精算の際にメーターに表示された金額から利用する枚数のチケットを渡し、チケット利用金額を差し引いた額を支払う。

<利用例>

【例】1,000円利用した場合※チケットを1枚利用することができます。
チケット1枚(630円)+現金370円=〇

5 その他

- (1) 有効期限が過ぎた利用券の返却は不要です。自宅で破棄してください。
- (2) 受給資格を失った場合は、「みよし市高齢者等タクシー料金助成資格喪失届(様式第4号)」と残りの利用券と一緒に長寿介護課に返却してください。
- (3) 資格喪失後にタクシー料金助成券は利用できません。資格喪失された後の利用分は、受給者に請求する場合があります。

担 当 長寿介護課(高齢福祉担当)

電 話 0561-32-8009(直通)